

# 水道施設整備について

## 経営戦略上の主な事業

### 1. 浄水場整備

千葉県環境保全条例に基づく暫定井戸は、暫定的な水源として地下水採取規制後にくみ上げを許可されており、代替水源の確保をもって廃止されることとなります。

暫定井戸廃止の際は、各浄水場に浄水された地下水と受水の水質や水温を均質化するための混合井を設置します。

また、第1浄水場は、受水する管路が整備されていないことから、第2浄水場から第1浄水場への送水管を布設します。

### 整備スケジュール（予定）

|   | R5        | R6                 | R7     | R8              | R9        | R10   | R11   | R12         | 概算<br>事業費      |
|---|-----------|--------------------|--------|-----------------|-----------|-------|-------|-------------|----------------|
| 第1浄水場                                     |           | 配水池（混合機能有）、送水管布設工事 |        |                 |           |       |       |             | 約35億<br>7,200万 |
| 第2浄水場                                     | 混合井<br>工事 |                    |        |                 | 送水ポンプ設置工事 |       |       |             | 約9億<br>7,700万  |
| 第3浄水場                                     |           | 混合井工事              |        |                 |           |       |       |             | 約4億<br>1,000万  |
| 合計  |           |                    |        |                 |           |       |       |             | 約49億<br>5,900万 |
| 暫定井<br>汲み上げ<br>許可量<br>(m <sup>3</sup> /日) | 13,900    | 12,000<br>△1,900   | 12,000 | 9,550<br>△2,450 | 9,550     | 9,550 | 9,550 | 0<br>△9,550 |                |



## 2. 重要給水施設管路の更新

災害時にも給水の継続が必要な基幹病院や避難所などの施設への管路を重要給水施設管路として新たに位置づけました。

水道施設の被害を最小限にとどめ、防災拠点等の施設への給水を継続することを目的として管路の更新・耐震化を実施してまいります。

令和6年度から令和15年度の10年間において13箇所（管路延長1.7Km）の更新を予定しており、概算事業費は、約6億3,000万円（うち交付金約1億5,800万円）を見込んでいます。

